

一般社団法人日本社会福祉学会学会賞事業要綱の一部改正について

一般社団法人日本社会福祉学会学会賞事業要綱の一部改正について

- ①「創設の時期」について、表現を変更した。
- ②「審査の対象」について、本学会の会員の業績を対象とすることを明記し、審査の対象を単著に限る表現を改めた。
- ③「受賞の資格」について明記した。
- ④改正前の「審査の手続き」を、「推薦の方法」と「審査の手続き」に分け、実際の審査方法に沿った記載をした。
- ⑤「授賞者の決定」について明記した。

一般社団法人日本社会福祉学会学会賞事業要綱新旧対照

改正前	現行
2010年4月1日施行 改正：2010年10月8日 2011年12月17日 2015年8月1日 (中略)	2010年4月1日施行 <u>2017年3月5日改正</u> (中略)
<p>3 創設の時期 創立50周年記念大会において第1回の授賞式を行えるよう、2003年度の総会において創設を決定する。</p>	<p>3 創設の時期 <u>2003年度の総会において創設を決定し、創立50周年記念大会において第1回の授賞式を行う。</u></p>
<p>4 審査の対象 各年度の審査にあたり、その前年(暦年)に公開された研究業績を対象とする。 ただし、第1回目については、2003年発表のものに限定せず、2002年発表までの範囲で対象を広げる。 学術賞については原則として単著を対象とする。 奨励賞については、単著部門と単著論文部門に分けて審査する。 ただし、対象となる論文は、<u>共著書の一部</u>、『社会福祉学』等の学会誌、各大学の紀要、海外の専門誌などに掲載されたものとし、英文のものを含むものとする。</p>	<p>4 審査の対象 各年度の審査にあたり、その前年(暦年)に公開された <u>本学会の会員による</u> 研究業績を対象とする。 学術賞については原則として単著を対象とする。 奨励賞については、単著部門と <u>論文部門</u> に分けて審査する。 <u>対象となる論文は、『社会福祉学』等の学会誌、各大学の紀要、海外の専門誌などに掲載されたものとし、英文のものを含むものとする。</u></p>
<p>5 審査の手続き 学会賞の審査のため、研究担当理事を含む数名で構成する審査委員会を置く。 審査委員の任期は2年とし、2期を越えないものとする。</p>	<p>5 受賞の資格 <u>奨励賞は、単著部門および論文部門ともに一回限りの受賞とする。ただし、論文部門受賞者の、後年の単著部門受賞は可とする。</u> <u>学術賞においては、複数回の受賞を可とする。</u></p>
	<p>6 推薦の方法 審査の対象となる著書、論文について、広く学</p>

審査の対象となる著書、論文は審査委員会が当該年の刊行物からリストを作成する。このリストの作成にあたっては、広く学会員からの推薦（自薦、他薦）を募るとともに、審査委員会の判断で、本学会機関誌編集委員会および関連学会の機関誌編集委員会などへ推薦を依頼することができる。

学会機関誌の活性化を図ることを視野に入れて、学会機関誌の編集委員、査読委員および理事経験者などを推薦委員とし、推薦を依頼する。

(中略)

附則

- 1 この要綱は、2010年4月1日より施行する。
- 2 この要綱は、2003年10月10日に制定された「日本社会福祉学会学会賞事業要綱」を引き継ぐものである。
- 3 この要綱は、2011年1月1日より施行する。
- 4 この要綱は、2012年4月1日より施行する。
- 5 この要綱は、2015年8月1日より施行する。

会員からの推薦（自薦、他薦）を募る。所定の推薦書に必要事項を記入し、可能な限り現物を添えて推薦書を提出するものとする。

また、審査委員会の判断で、本学会機関誌編集委員会および関連学会の機関誌編集委員会などへ、推薦を依頼することができる。学会機関誌の活性化を図ることを視野に入れて、学会機関誌の編集委員、査読委員および理事経験者などを推薦委員とし、推薦を依頼する。

7 審査の手続き

学会賞の審査のため、研究担当理事を含む数名で構成する審査委員会を置く。

審査委員の任期は2年とし、2期を越えないものとする。

審査委員会が、推薦された著書、論文を含めた当該年の刊行物より、審査の対象となる著書、論文のリストを作成する。審査委員による対象著書、論文の審査の結果によって、授賞者および授賞候補作を選定する。

8 授賞者の決定

学会賞の授賞者および授賞作は、審査委員会の選定を経て理事会において決定する。

(中略)

附則

- 1 この要綱は、2010年4月1日より施行する。
- 2 この要綱は、2003年10月10日に制定された「日本社会福祉学会学会賞事業要綱」を引き継ぐものである。
- 3 この要綱は、2011年1月1日より施行する。
- 4 この要綱は、2012年4月1日より施行する。
- 5 この要綱は、2015年8月1日より施行する。
- 6 この要綱は、2017年3月5日より施行する。
- 7 この要綱は、2017年5月27日より施行する。